

企業と患者団体の関係の透明性ガイドライン

2013年2月：第1版

2016年6月1日改訂：社名変更、公開時期の一部追加

ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社

本ガイドラインは、ブリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社が患者団体と協働する中で組織の独立性を尊重し、高い倫理性に基づく行動を維持し、相手の目的を理解することを目指し、当社と患者団体との関係の透明性を確保することにより、その団体の活動と発展に貢献することを目的とします。

本指針でいう患者団体とは、患者・家族その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体をいいます。会員会社は、患者団体への資金的援助に関する基準の設定について、自ら判断を下さなければなりません。

(1) 当社の立場

患者団体との関係において、患者団体の独立性を尊重し、透明性を確保します。透明性を確保するため、当社は患者団体とのかかわりを公表し、経済的支援を提供する場合は、経済的支援の目的、対象、およびその他の要素を明記した契約書への署名をもって記録を保管します。

さらに、当社は、日本製薬工業協会（製薬協）で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「医療用医薬品プロモーションコード」、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、「患者団体との協働に関する行動指針」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従って、患者団体とのあらゆる活動を行います。

(2) 公開方法

当社は、自社ウェブサイト等を通じ、前年度分の患者団体への資金提供について前年度分の決算発表後公開します。

(3) 公開対象および内容

(a) 直接的資金提供

対象：寄附金、会員費・賛助会員費、協賛費、広告費等

内容：直接的資金提供を受けた団体名および費用項目ごとの金額を記載します。ただし、各費用項目の下位区分については当社が適宜定めます。

(b) 間接的資金提供

対象：

- 患者団体支援を目的とした当社主催・共催の講演会、説明会、研修会に伴う費用
- 患者団体の支援に関連した契約に対して外部業者に委託した費用

内容：間接的資金提供を受けた組織を資金提供の総額と共に記載します。

(c) 当社からの依頼事項への謝礼等

対象：講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

内容：当社から依頼を行った団体名および費用費目ごとの金額を開示します。ただし、各費用項目の下位区分については当社が適宜定めます。

(d) その他

対象：当社は、労務提供の有無を開示します。

内容：当社が労務提供を行った団体名を開示します。

(4) 公開時期

2013 年度分の資金提供等を 2014 年度から公開し、以降各年度分を翌年度に公開する。

